

令和8年4月定例教育委員会次第

日時： 令和8年4月27日（月）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第1号議案	教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について	学校教育課
第2号議案	犬山市学校運営協議会委員の委嘱について	学校教育課
第3号議案	犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について	学校教育課
第4号議案	犬山市青少年センター運営協議会委員の委嘱について	文化推進課
第5号議案	犬山市社会教育委員の委嘱について	文化推進課
第6号議案	犬山市図書館協議会委員の任命について	文化推進課
第7号議案	犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について	歴史まちづくり課

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1)	後援名義使用承認に関する報告	文化推進課	No.1
(2)	令和8年度授業改善犬山プランについて	学校教育課	No.2
(3)	学校訪問計画について	学校教育課	No.3
(4)	令和8年度年間行事計画表について	学校教育課	No.4
(5)	5月・6月行事予定表について	学校教育課	No.5
(6)	教育委員会各課事務分担について	各課	No.6
(7)	令和8年2月議会について	教育部	No.7
(8)	犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について	スポーツ交流課	No.8
(9)	教育支援センターの利用状況について	学校教育課	No.9
(10)	犬山市青少年問題協議会報告会(4/23開催)について	文化推進課	No.10
(11)	いじめ防止に向けて	学校教育課	No.11

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会 第1号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関である職員に補助執行させることとしている公立幼稚園に係る事務について、補助執行の解消を市長に対し協議するものとする。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

（説明）

この案を提出するのは、犬山幼稚園が令和11年3月31日をもって廃止されることに伴い、教育委員会の権限に属する公立幼稚園に係る事務の補助執行を解消させるため、市長に対し協議する必要があるからである。

8 犬学第 号
令和 8 年 4 月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市教育委員会
教育長 勝村 偉公朗

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 7 の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、犬山市長の補助機関である職員に補助執行させることとしている別添のものについて、補助執行を解消させることとしたので、協議を依頼します。

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について

1 概要

令和6年度より現在の「子ども未来課」が市長部局に移管されることに伴い、移管後も幼保一元化を保持することを目的として、教育委員会の権限に属する事務のうち下記2のものについて、市長の補助機関である職員に補助執行させることとなっていたが、令和11年3月31日をもって唯一の犬山市立幼稚園（公立幼稚園）である犬山幼稚園が廃止されるため、補助執行解消の協議を行うもの。

2 補助執行させている事務

- ・公立幼稚園の設置、廃止及び変更に関すること
- ・公立幼稚園の財産の管理に関すること。
- ・公立幼稚園の施設及び設備の整備に関すること。
- ・公立幼稚園の組織編制、教育課程及び学習指導に関すること。
- ・公立幼稚園に係る入園及び退園に関すること。
- ・その他公立幼稚園に関すること。

3 補助執行を終了する年月日

令和11年3月31日をもって終了

4 今後について

市長との協議ののち、その内容を踏まえ、「犬山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を廃止する予定。

犬山市教育委員会第2号議案

犬山市学校運営協議会委員の委嘱について

犬山市学校運営協議会規則第8条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、市内各校に学校運営協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和8年度 犬山市立小中学校学校運営協議会委員（案）

任期：任命の日から当該日の属する年度の末日まで

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0101	犬山北小学校	河村 雅之	(6)学識経験者	継続
0102	犬山北小学校	奥村 貴美代	(6)学識経験者	継続
0103	犬山北小学校	山本 智子	(2)地域の住民	継続
0104	犬山北小学校	永田 伊吹	(1)児童生徒の保護者	新規
0105	犬山北小学校	大澤 桃子	(1)児童生徒の保護者	新規
0106	犬山北小学校	板津 道代	(1)児童生徒の保護者	継続
0107	犬山北小学校	岡田 和明	(6)学識経験者	継続
0108	犬山北小学校	高木 浩行	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0109	犬山北小学校	長谷川 誠	(5)教職員	継続
0201	犬山南小学校	富岡 智	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0202	犬山南小学校	子安 弘恭	(6)学識経験者	継続
0203	犬山南小学校	畑 竜介	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0204	犬山南小学校	長瀧 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0205	犬山南小学校	宮川 千鶴	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0206	犬山南小学校	上垣外 勝安	(2)地域の住民	継続
0207	犬山南小学校	土肥 美奈子	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0208	犬山南小学校	若山 聡	(1)児童生徒の保護者	新規
0301	城東小学校	谷 繁祐樹	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0302	城東小学校	奥村 英俊	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0303	城東小学校	紀藤 統一	(2)地域の住民	継続
0304	城東小学校	大沢 秀教	(6)学識経験者	継続
0305	城東小学校	山本 真司	(1)児童生徒の保護者	新規
0306	城東小学校	山内 一央	(2)地域の住民	継続
0307	城東小学校	三橋 みよ子	(2)地域の住民	継続
0308	城東小学校	三品 めぐみ	(6)学識経験者	新規
0309	城東小学校	土肥 美奈子	(6)学識経験者	継続
0310	城東小学校	大澤 みどり	(2)地域の住民	新規

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0401	今井小学校	奥村 修	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0402	今井小学校	長瀬 孝司	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0403	今井小学校	伊藤 吉博	(2)地域の住民	新規
0404	今井小学校	奥村 将樹	(1)児童生徒の保護者	新規
0405	今井小学校	奥村 由季恵	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0406	今井小学校	長瀬 孝江	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0407	今井小学校	林 正吾	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0408	今井小学校	林 すわ子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0409	今井小学校	林 成樹	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0410	今井小学校	奥村 寿英	(6)学識経験者	継続
0501	栗栖小学校	丸山 和成	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0502	栗栖小学校	仙石 友男	(2)地域の住民	継続
0503	栗栖小学校	伴野 鉦三	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0504	栗栖小学校	河本 則一	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
0505	栗栖小学校	佐曾利 祐介	(1)児童生徒の保護者	新規
0506	栗栖小学校	佐藤 嘉高	(5)教職員	新規
0601	羽黒小学校	横井 耕市	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0602	羽黒小学校	今枝 稔幸	(2)地域の住民	継続
0603	羽黒小学校	森川 弥生	(2)地域の住民	新規
0604	羽黒小学校	余語 尚子	(2)地域の住民	新規
0605	羽黒小学校	玉置 幸哉	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0606	羽黒小学校	丸山 幸治	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0607	羽黒小学校	沼 靖子	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0608	羽黒小学校	森藤 正之	(1)児童生徒の保護者	継続
0609	羽黒小学校	久本 浩子	(5)教職員	継続
0610	羽黒小学校	青山 政男	(5)教職員	継続
0701	楽田小学校	筆谷 充	(6)学識経験者	新規
0702	楽田小学校	松本 里美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0703	楽田小学校	杉本 裕子	(6)学識経験者	継続
0704	楽田小学校	河村 雅之	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0705	楽田小学校	森岡 万朱衣	(2)地域の住民	継続

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
0706	楽田小学校	川添 洋代	(3)地域学校協働活動推進員	新規
0707	楽田小学校	元安 明	(2)地域の住民	継続
0708	楽田小学校	正岡 久和	(1)児童生徒の保護者	継続
0709	楽田小学校	吉野 孝博	(2)地域の住民	継続
0710	楽田小学校	浅岡 正視	(1)児童生徒の保護者	継続
0801	池野小学校	天野 久典	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0802	池野小学校	寺澤 千晴	(1)児童生徒の保護者	継続
0803	池野小学校	奥村 良生	(2)地域の住民	継続
0804	池野小学校	落合 智子	(2)地域の住民	新規
0805	池野小学校	新井 里恵	(2)地域の住民	継続
0901	東小学校	石田 美穂子	(2)地域の住民	新規
0902	東小学校	大塚 智美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
0903	東小学校	瀬瀬 明三	(3)地域学校協働活動推進員	継続
0904	東小学校	加藤 裕見子	(1)児童生徒の保護者	継続
0905	東小学校	山口 裕子	(1)児童生徒の保護者	新規
0906	東小学校	永濱 奈穂	(5)教職員	継続
0907	東小学校	水野 雄介	(5)教職員	継続
1001	犬山西小学校	長瀛 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1002	犬山西小学校	堀田 知人	(6)学識経験者	継続
1003	犬山西小学校	谷 和美	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1004	犬山西小学校	石田 文孝	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1005	犬山西小学校	高木 優	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1006	犬山西小学校	井戸 謙佑	(2)地域の住民	新規
1007	犬山西小学校	高橋 佑二	(2)地域の住民	継続
1008	犬山西小学校	平松 奈緒美	(1)児童生徒の保護者	新規
1009	犬山西小学校	日比野 秀年	(3)地域学校協働活動推進員	新規
1010	犬山西小学校	高木 潔	(5)教職員	継続
1101	犬山中学校	野村 秀夫	(6)学識経験者	継続
1102	犬山中学校	森川 純子	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1103	犬山中学校	内田 真輔	(1)児童生徒の保護者	継続
1104	犬山中学校	青木 美智子	(1)児童生徒の保護者	新規

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
1105	犬山中学校	土屋 吉伸	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
1106	犬山中学校	長瀛 貴栄	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1107	犬山中学校	後藤 武徳	(2)地域の住民	継続
1108	犬山中学校	林 昭夫	(2)地域の住民	継続
1109	犬山中学校	山田 敦貴	(5)教職員	継続
1201	城東中学校	水野 幹伸	(6)学識経験者	継続
1202	城東中学校	林 すわ子	(2)地域の住民	継続
1203	城東中学校	大澤 みどり	(2)地域の住民	継続
1204	城東中学校	小川 直樹	(4)学校運営に資する活動を行う者	継続
1205	城東中学校	松井 愛子	(1)児童生徒の保護者	新規
1206	城東中学校	山内 一央	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1207	城東中学校	井戸 孝之	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1208	城東中学校	瀬上 圭太	(5)教職員	継続
1209	城東中学校	小室 武	(5)教職員	新規
1301	南部中学校	横井 耕市	(2)地域の住民	継続
1302	南部中学校	森岡 万朱衣	(2)地域の住民	継続
1303	南部中学校	森川 弥生	(2)地域の住民	新規
1304	南部中学校	押谷 重昭	(2)地域の住民	継続
1305	南部中学校	梅村 幹雄	(2)地域の住民	新規
1306	南部中学校	杉本 裕子	(2)地域の住民	継続
1307	南部中学校	余語 尚子	(2)地域の住民	新規
1308	南部中学校	伊藤 彰	(2)地域の住民	継続
1309	南部中学校	千葉 桂子	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1310	南部中学校	金石 英教	(1)児童生徒の保護者	新規
1401	東部中学校	河原 佳子	(6)学識経験者	継続
1402	東部中学校	斉木 淳一	(2)地域の住民	継続
1403	東部中学校	斉木 一吉	(2)地域の住民	新規
1404	東部中学校	赤谷 浩	(3)地域学校協働活動推進員	継続
1405	東部中学校	石田 美穂子	(4)学校運営に資する活動を行う者	新規
1406	東部中学校	川島 敬	(1)児童生徒の保護者	新規
1407	東部中学校	岩田 悠貴子	(1)児童生徒の保護者	継続

通番	学校名	氏名	理由	新規 継続
1408	東部中学校	小竹 摩記	(5)教職員	継続
1409	東部中学校	小澤 裕行	(5)教職員	新規

1 設置について

・学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、犬山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

・教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

・対象学校の校長は、毎年度次に掲げる事項についての基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (4) その他校長が必要と認める事項

・協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 委員について

・協議会の委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校の所在する地域の住民
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 対象学校の校長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

・委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 協議会の開催について

・協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議し、当該会議に係る議案をあらかじめ示した上で招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

犬山市教育委員会第3号議案

犬山市部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市部活動地域移行検討委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市部活動地域移行検討委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市部活動地域移行検討委員会委員

任期：審議期間

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	その他教育委員会が特に必要と認める者	大勝 志津穂	椋山女学園大学教授	継続
2	スポーツ団体又は文化団体の関係者	水野 晴雅	犬山市スポーツ協会事務局長	継続
3	学校関係者	高木 潔	犬山西小学校校長 (市校長会会長)	新規
4	学校関係者	鈴木 早智	南部中学校校長	新規
5	学校関係者	小竹 摩記	東部中学校校長	新規
6	保護者代表	松井 愛子	城東中学校PTA会長 (市PTA連合会会長)	新規
7	スポーツ団体又は文化団体の関係者	保浦 正幹	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会会長	新規
8	スポーツ団体又は文化団体の関係者	梅田 佳和	犬山ポタリングクラブ スポーツ推進委員	継続

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会を設置する。
- 学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。
- 委員は10人以内とする。
- 委員の任期は、審議期間とする。

○犬山市部活動地域移行検討委員会規則に基づき、会議を開催する。

○委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- ・スポーツ団体又は文化団体の関係者
- ・学校関係者
- ・保護者代表
- ・その他教育委員会が特に必要と認める者

○委員会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

○会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 委員会の開催について

○必要に応じ開催

- ・令和8年度は5月、8月、12月、2月を予定

犬山市教育委員会第4号議案

犬山市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則第6条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市青少年センター運営協議会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市青少年センター運営協議会委員(犬山市青少年問題協議会委員兼務)

	現委員	次期委員	選出区分	所 属	備考
	現(任期 令和6年5月1日～令和8年4月30日の2年間)	次期(任期 令和8年5月1日～令和10年4月30日の2年間)			
1	佐々由高	石木和年	⑤	ボーイスカウト、ガールスカウト犬山連絡協議会	新規
2	柳 好	粥川 遼	③	犬山市社会福祉協議会	新規
3	松本里美	松本里美	⑤	特定非営利活動法人シェイクハンズ 代表理事	継続
4	古野 敬介	古野 敬介	⑤	犬山警察署生活安全課長	継続
5	増田 修治	増田 修治	①	犬山市議会議員	継続
6	野口 和敬	織田 剛	②	犬山市小中学校校長会 (栗栖小学校長)	新規
7	田島奈生美	田島奈生美	④	犬山市子供会育成連絡協議会	継続
8	深見 公子	奥村 由季恵	③	犬山保護区保護司会	新規
9	吉野 龍	吉野 龍	⑤	青年代表	継続
10	長 蔭 貴 栄	長 蔭 貴 栄	④	主任児童委員	継続
11	南谷 亜紀	南谷 亜紀	④	犬山市民活動団体「犬てつ」	継続

(1)設置について

- 犬山市青少年センターの設置及び運営に関する規則
- 地方青少年問題協議会法制定(昭和28年法律第3号)
- 犬山市青少年問題協議会条例制定(昭和29年12月27日施行)。
- 地方青少年問題協議会法改定(平成25年6月14日法律44号)
- 犬山市青少年問題協議会条例(昭和29年12月28日施行)に基づき協議会設置。
- 委員の定数20名以内
- ・犬山市青少年センター運営協議会委員は犬山市青少年問題協議会委員を兼務する。
- ・犬山市青少年センター運営協議会委員の委嘱は教育委員会が行う。
- ・犬山市青少年問題協議会委員の委嘱は市長が行う。
- ・委員報酬 日額 7,200円
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

(2) 選出区分

- ①議会の議員
- ②学校教育の関係者
- ③社会教育の関係者
- ④家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ⑤青少年の健全育成に資する活動を行う者
- ⑥学職経験のある者

犬山市教育委員会第5号議案

犬山市社会教育委員の委嘱について

犬山市社会教育委員設置条例第1条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市社会教育委員の委嘱任期の満了に伴い、犬山市社会教育委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市社会教育委員名簿（案）

任期 令和8年6月1日～令和10年5月31日

新任

NO	区分		所属・役職	就任	期数
1	(2)	奥村 千枝男	東コミュニティ推進協議会・会長	R8.6.1	
2	(1)	小倉 志保	元犬山市教育委員	R8.6.1	
3	(1)	黒木 夕子	池野小学校長	R8.6.1	

継続

NO	区分		所属・役職	就任	備考
1	(2)	横井 耕市	犬山市スポーツ少年団本部長	H10.6.1	14期
2	(4)	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会・委員	H14.6.1	12期
3	(3)	杉本 裕子	犬山市主任児童委員	H22.6.1	8期
4	(4)	佐藤 正之	名古屋経済大学・教授	H28.6.1	5期
5	(3)	森岡 万朱衣	犬山市婦人会連絡協議会・会長	R4.6.1	2期
6	(2)	伊藤 恵以知	犬山市文化協会・会長	R7.6.1	1期

1. 設置について

- 犬山市社会教育委員設置条例(昭和29年8月1日施行)に基づき設置する。
- 委員の定数15名以内とする。
- 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1)学校教育の関係者
 - (2)社会教育の関係者
 - (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4)学識経験のある者
- 委員の任期2年。ただし重任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 委員の旅費については、費用弁償を支給する。

2. 役割（社会教育法昭和24年6月施行及び犬山市社会教育審議会規則昭和29年7月施行）

- 犬山市社会教育委員をもって犬山市社会教育審議会を組織する。(第2条)
- 審議会は、次の職務を行う。
 - (1)社会教育振興に関する諸事項の審議を行う。
 - (2)定時(年2回)又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べる。
 - (3)前2号の職務を行うため、必要な調査研究を行う。
- 審議会は、委員の1/2以上で開き、過半数でこれを決定する。

3. 報酬

- 日額7,200円(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

4. その他

- 女性比率44.4%

犬山市教育委員会第6号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する
条例第6条の規定により裏面のとおり任命するものである。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会
教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の辞職に伴い、
犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

犬山市図書館協議会委員名簿

今回任命を予定する委員

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	長谷川 誠	犬山市小中学校代表 (犬山北小学校校長)	学校教育関係者	新規

任期中の委員

任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	森岡 万朱衣	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡協議会会長)	社会教育関係者	
2	古川 よし子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
3	石田 民子	犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (けるるんくっく代表)	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
4	清水 裕樹	名古屋経済大学図書館館長	学識経験者	
5	小幡 章子	金城学院大学非常勤講師	学識経験者	

【任期 2年 (令和7年7月1日 ~令和9年6月30日)】

1) 設置について

- 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第118号)に基づき設置
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める
- 定数は10人以内
- 任期は2年
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会に会長及び副会長を置く

2) 役割

- 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
- 協議会を年2回程度(7月、2月)開催予定

3) 報酬

- 日額 7,200円
(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第7号議案

犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年4月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 勝村 偉公朗

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会委員の委嘱をする必要があるからである。

犬山市歴史まちづくり協議会委員名簿（案）

今回委嘱を予定する委員

任期：委嘱の日～令和9年5月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	夫馬 茂博	関係行政 機関職員	愛知県一宮建設事務所長	
2	委員	小瀬 弘英	関係行政 機関職員	愛知県県民文化局文化部文化芸術課 文化財室長	

任期中の委員

任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日

No.	職名	氏名	委員区分	所属等	備考
1	委員	越澤 明	学識経験者	北海道大学名誉教授 一般財団法人住宅保証支援機構理事長	
2	委員	苅谷 勇雅	学識経験者	元文化庁文化財鑑査官	
3	委員	赤塚 次郎	学識経験者	犬山市文化財保護審議会会長	
4	委員	中村 真咲	学識経験者	名古屋経済大学犬山学研究センター長	
5	委員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學教授	
6	委員	成瀬 淳子	関係施設の 所有者等	公益財団法人犬山城白帝文庫理事長	
7	委員	阿部 直樹	関係施設の 所有者等	日本庭園有楽苑所長	
8	委員	湯浅 健司	関係行政 機関職員	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	
9	委員	岡田 雅隆	教育委員会が 必要とするもの	一般社団法人犬山市観光協会会長	
10	委員	石田 芳弘	教育委員会が 必要とするもの	一般社団法人犬山祭保存会会長	

(1)設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、歴史的風致維持向上計画の策定及び同計画の実施に関する事項について審議するために設置。
- ・委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

(2)委員会の開催について

- ・年1回程度開催。
- ・内容は年度ごとの歴史まちづくり計画関係事業の進捗報告とそれらに関する審議等。